

# 高等裁判所部総括判事の人事をめぐる一考察

西川伸一

はじめに

- 1 全体的傾向
  - 2 東京高裁部総括
  - 3 大阪高裁部総括
  - 4 名古屋高裁部総括
  - 5 広島高裁部総括・福岡高裁部総括
  - 6 仙台高裁部総括・札幌高裁部総括・高松高裁部総括
- むすび

はじめに

私はこれまで西川（二〇一〇）・西川（二〇一一）・西川（二〇一七）などを通して、幹部ポストに就く裁判官のキャリアパス分析を行ってきた。その分析対象とした幹部ポストは具体的には次のとおりである。最高裁長官、

最高裁判事、最高裁事務総長・事務次長および最高裁事務局の各局長<sup>(1)</sup>、高裁長官、高裁事務局長、地裁所長<sup>(2)</sup>、家裁所長、さらに高裁支部長<sup>(3)</sup>。

本稿はこれらに加えて、高裁部総括判事<sup>(4)</sup>ポストに焦点を当て、裁判官幹部人事の研究をより精緻化しようとするものである。

というのも、これからみていくように東京高裁の部総括判事に就く者はほとんどが地家裁所長経験者である。すなわち、地家裁所長が東京高裁部総括判事に異動することは「出世」を意味する。一方で、歴代の高松高裁部総括判事就任者の八割以上には地家裁所長歴がない。ここは地家裁所長歴を問わずに就任できる高裁部総括ポストとして扱われているのである。換言すれば、同じ高裁部総括判事といっても事実上の格付けは高裁ごとに大きく異なる。

そこで本稿は、高裁部総括判事ポストごとに歴代就任者の経歴的データを累積し、そこから各ポストのキャリアアップ上の特徴を導き出すことにする<sup>(5)</sup>。

## 1 全体的傾向

本稿で分析対象とするのは、日本国憲法下で司法修習を終了した裁判官の中で、最高裁より各年一月一日付で高裁の「部の事務を総括する者に指名」された裁判官である<sup>(6)</sup>。彼らのうち最も早く高裁部総括に指名されたのは朝田孝（高輪一期）<sup>(7)</sup>であり、一九七一年八月から札幌高裁部総括を務めた。それ以降、二〇一九年一月一日付で高裁部総括に「指名」された者までで、このポストに就いた裁判官は九七八人である<sup>(8)</sup>。いかなる「経歴的資源」<sup>(9)</sup>をもつ裁判官が高裁部総括に達しているのか。それを出身大学と司法行政ポストの勤務経験（「級班区分」）<sup>(10)</sup>に基

表1 歴代高裁部総括就任者の経歴的資源

就任者総実数	経歴的資源													性別	
	出身大学等						級班区分						事務総局局長など	男	女
	東大	京大	国立大	私大	その他	不明	S1	S2	S3	A1	A2	B1			
978	360	173	196	217	2	30	16	49	145	333	379	56	61	960	18
(%)	36.8	17.7	20.0	22.2	0.2	3.1	1.6	5.0	14.8	34.0	38.8	5.7	6.2	98.2	1.8

注)「事務総局局長など」とは最高裁事務総局の各局長あるいは法務省民事局長の勤務経験者の数(以下、表4、表7、表10、表13、表16、表19、表22、表25も同じ)。  
筆者作成(以下、表27まで同じ)。

表2 高裁部総括就任者のその後の経歴

高裁部総括総実数	退官	在官中死亡	高裁部総括等	地家裁所長等	「要職3」ポスト	高裁長官	最高裁判事	最高裁長官
978	567	10	174	322	22	115	23	5
(%)	58.0	1.0	17.8	32.9	2.2	11.8	2.4	0.5

注1)「高裁部総括等」には知財高裁部総括を、「地家裁所長等」には知財高裁所長を含む。  
注2)「要職3」ポストは最高裁事務総長、司法研修所長、および最高裁首席調査官を指し、これらは法務省民事局長とともに最高裁判官就任者にとって、その前にいずれかをほぼ必ず経由するポストになっている(西川 2010:35)。  
注3)重複して各ポストを歴任する者がいるため、各列の人数の合計数は総実数とは合わない。比率の合計は100%を超える。  
注4)高裁部総括現職者やキャリア途中の者がいるため比率は暫定数である。  
\*注3)と注4)については、表6、表9、表12、表15、表18、表21、表24、表27も同じ。

づいて集計したのが表1である。おおまかにいえば、S級は最高裁事務総局勤務をもつ司法官僚であり、A・B級はそれがない実務裁判官である(西川二〇一〇・一九)。ただし、A1は行政官庁への出向など法廷現場を離れた経験があり、A2以下は裁判実務一筋の者である。本稿では前者を準実務裁判官、後者を実務裁判官とよび分ける。そして、彼ら九七八人の経歴をすべて確認したところ、七八八人(八〇・六%)は高裁部総括就任以前に地家裁所長を経験していた。多くの場合、地家裁所長ポストは高裁部総括に「出世」する経歴的資源になっているのである。

次に歴代高裁部総括就任者のその後の経歴に目を向けてみる(表2)。

このポストでの退官者は六割近くになる。従って高裁部総括は基本的には「上がり」のポストと位置づけられる。退官者の内訳は定年退官二八五人(五〇・三%)、依願退官二六九人(四七・四%)および任期終了退官一三人(二・三%)である。つまりおよそ半数が六五歳の定年を待たずに退官する<sup>(11)</sup>。また、三割強は地家裁所長へ異動する。所長経験者が高裁部総括に就く一方で、逆の異動もあるのである。もちろんこれは「降格」ではなく「横滑り」と考えられる。ただし、そのポストが高裁所在地地裁所長あるいは「三強所長」<sup>(12)</sup>の場合は「出世」とみなすべきであろう。該当者はのべ九五五人(実数九三人)いる<sup>(13)</sup>。

さらに二割弱は他の高裁部総括ポストに「横滑り」し一割強は高裁長官に「出世」している。なので「ミスター司法行政」とよばれた矢口洪一元最高裁長官(高輪一期)の表現を借りれば、「ひよっとしたら」(矢口二〇〇四・二一六)という気にさせるポストでもある。司法修習終了者の中で二〇一九年八月末日までの高裁長官就任者は一四九人である。うち一一五人は高裁部総括から上がっているので八割近くになる。高裁部総括就任者(後述のように主に東京)は「気の毒」(同)な期待感を抱くかもしれない。

ところが「要職3」ポスト(表2の注2をみよ)にはほとんど就いていない。司法修習終了者のうち二〇一九年八月末日までの「要職3」ポスト就任者は四四人である。彼らのうち高裁部総括を経由した者は半数の二二人ではない。最高裁入りが有望視される者は地家裁所長のと高裁部総括をスキップして「要職3」ポストに就くのである。二〇〇〇年三月に最高裁判事に任命された町田顯(二三期)から二〇一九年九月任命の林道晴(三期)まで、職業裁判官枠で最高裁判官に就いた者は二一人である。うち高裁部総括未就任者は一一人もいる。加えて、歴代高裁部総括就任者の高裁別内訳は表3のとおりである。それぞれの就任者のべ数は各高裁で部が設置されている数にほぼ対応している<sup>(14)</sup>。

表3 歴代高裁部総括就任者の高裁別就任者のべ数

高裁	東京	知財	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松
部総括就任者総 のべ数 (1100)	357	18	240	105	80	125	61	59	55
(%)	32.5	1.6	21.8	9.5	7.3	11.4	5.5	5.4	5

注) のべ数としたのは2か所以上の高裁部総括ポストを歴任した者をそれぞれの高裁で算入したためである。

表4 歴代東京高裁部総括就任者の経歴的資源

就任者総 実数	経歴的資源												性別		
	出身大学等						級班区分						事務 総局 局長 など	男	女
	東大	京大	国立大	私大	その他	不明	S1	S2	S3	A1	A2	B1			
357	185	54	59	58	1	0	14	46	97	168	31	1	60	349	8
(%)	51.8	15.1	16.5	16.2	0.3	0	3.9	12.9	27.2	47.1	8.7	0.3	16.8	97.8	2.2

以上の全体的傾向を踏まえて、八高裁それぞれの高裁部総括の特徴を順次検討していこう。

## 2 東京高裁部総括

歴代東京高裁部総括就任者の経歴的資源を表4に掲げた。

出身大学では東大が全国的傾向を大きく上回って半分以上を占める。逆に京大と国立大の比率は全国と比べて三ポイント前後下回っている。3で述べる大阪高裁部総括とは大きく異なる。「級班区分」をみるとS1で全国一六人中一四人、S2で全国四九人中四六人が東京に集中している。S3も全国一四五人中九七人が東京に務める。合計すれば、東京就任者の半分近くは最高裁事務総局の勤務経験をもつ司法官僚である。それゆえ「事務総局局長など」(最高裁事務総局の各局長あるいは法務省民事局長の経験者)をみても、東京が全国六一人中六〇人を占める。すなわち、司法行政ポストの勤務経験を豊富に積んだ「有能な」裁判官が東京高裁部総括に集められ

表 5 東京高裁部総括就任前後の高裁管内別地家裁所長数

高裁管内	東京	知財	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	合計
From	189	0	24	26	11	23	28	32	13	346
(%)	54.6	0	6.9	7.5	3.2	6.6	8.1	9.2	3.8	
To	61	3	0	5	0	0	1	0	1	71
(%)	85.9	4.2	0	7.0	0	0	1.4	0	1.4	

注 1) 「From」の行は各高裁管内の地家裁所長から東京高裁部総括に就いた者の数。「To」の行は東京高裁部総括から各高裁管内の地家裁所長に就いた者の数。

注 2) 「From」の行の合計が地家裁所長経験者の実数である 343 人より 3 人多いのは、彼ら(時國康夫(3期)、寺澤榮(3期)、横山長(4期))が東京高裁部総括に間隔をあけて 2 回就任し、それぞれ異なる高裁管内の地家裁所長を経由して就いたためである。

ていることがわかる。準実務裁判官の A1 の比率も全国よりかなり高い。片や現場一筋の実務裁判官である A2・B1 の比率は全国を大きく下回る。

そして、三五七人中三四三人(九六・一%)は東京高裁部総括就任以前に地家裁所長を務めている<sup>(16)</sup>。法務省幹部からの転官者以外で地家裁所長の経験なしに東京高裁部総括に就いたのは一九九一年三月就任の竹田稔(一〇期)が最後である。もはや、地家裁所長以上に強い経歴的資源となる法務省民事局長からの転官者以外の裁判官は、地家裁所長歴がなければ東京高裁部総括には就任できない。その地家裁所長ポストには地域的な偏りはあるのか。併せて、東京高裁部総括から地家裁所長へ異動する場合はどうか。表 5 でそれをまとめた。

このように、地家裁所長から東京高裁部総括に就く者は同じ東京高裁管内の地家裁所長経験者が半数以上に達する。後述のとおり、大阪高裁部総括以外は同じ地家裁所長経験者が半数を超えている。比率は大きく下がるが次いで高いのは札幌高裁管内からの「転入」者である。これには「北海道方式」<sup>(19)</sup>が関係しているよう。

一方、東京高裁部総括から地家裁所長への「転出」者は知財高所長を含めれば約九割が東京高裁管内である。これは東京高裁部総括ポストが他の七高裁管内の地家裁所長ポストよりも格上のポストであることを如

表 6 東京高裁部総括就任者のその後の経歴

高裁部 総括総 実数	退官	在官中 死亡	知財高 総括等	地家裁 所長等	「要職3」 ポスト	高裁長官	最高裁 判事	最高裁 長官
357	194	4	8	71	20	95	21	5
(%)	54.3	1.1	2.0	19.9	5.6	26.6	5.9	1.4

注1) 「知財高総括等」には高松高裁部総括1(谷澤忠弘(15期))を含む。

注2) 「地家裁所長等」には知財高裁所長を含む。

実に示している。東京高裁管内の地家裁所長への「転出」者六一人のうち五一人は、「その次」に高裁長官を期待できる「三強所長」に就いている。<sup>(20)</sup> また、名古屋高裁管内地家裁所長への「転出」者五人のポストは全員が名古屋地裁所長である。これらからも東京高裁部総括の格付けの高さがわかる。

こうした東京高裁部総括就任者は地家裁所長への異動を含めて、その後いかなるポストに就任しているのか。それを集計したのが表6である。就任者の半数以上はここで退官し、それ以外の者はほとんどが「出世」している。従って、東京高裁部総括ポストには、「上がり」ポストと栄進ポストの両面の性格が指摘できる。後者について、格付けの高い地家裁所長への「転出」が多いことはすでに述べた。さらに、東京高裁の特別の支部である知財高総括に七人が進んでいる。他の高裁部総括へ「横滑り」した者は高松高裁部総括への一人(谷澤忠弘(一五期))にすぎない。

ちなみに、東京高裁部総括に間隔をあけて二回就任した者は一人いる。

この表6を前掲表2と照らし合わせてみよう。「要職3」ポストへ進んだ全体で二二人のうち二〇人は東京高裁部総括経験者である。高裁長官への昇進率は全体では一割強なのに対して、東京高裁部総括経験者に限ると四人に一人以上は昇進している。最高裁判事は全体で二三人中二人が、最高裁長官になると全員が東京経験者である。東京高裁部総括という経歴的資源は他の高裁部総括に比べて、その後の栄達において圧倒的に強い。

表 7 歴代大阪高裁部総括就任者の経歴的資源

就任者総実数	経歴的資源													性別	
	出身大学等						級班区分						事務局総局長など	男	女
	東大	京大	国公立大	私大	その他	不明	S1	S2	S3	A1	A2	B1			
240	57	67	51	63	1	1	1	1	22	85	127	4	1	235	5
(%)	23.8	27.9	21.3	26.3	0.4	0.4	0.4	0.4	9.2	35.4	52.9	1.7	0.4	97.9	2.1

表 8 大阪高裁部総括就任前後の高裁管内別地家裁所長数

高裁管内	東京	知財	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	合計
From	3	0	74	20	39	36	13	14	36	235
(%)	1.3	0	31.5	8.5	16.6	15.3	5.5	6.0	15.3	
To	4	0	35	0	0	0	0	0	3	42
(%)	9.5	0	83.3	0	0	0	0	0	7.1	

注 1) 「From」の行は各高裁管内の地家裁所長から大阪高裁部総括に就いた者の数。「To」の行は大阪高裁部総括から各高裁管内の地家裁所長に就いた者の数。  
 注 2) 「From」の行の合計が地家裁所長経験者の実数である 230 人より 5 人多いのは、彼ら(石川恭(3期)、荻田健治郎(3期)、大西一夫(4期)、山下郁夫(31期)、石井寛明(34期))が大阪高裁部総括に間隔をあけて 2 回就任し、それぞれ異なる高裁管内の地家裁所長を経由して就いたためである。

### 3 大阪高裁部総括

歴代大阪高裁部総括就任者の経歴的資源を表 7 に示した。

出身大学に着目すると京大の比率が四分の一を上回り、東大が全国的傾向より一割以上も少ない。地域性の反映といえよう。「級班区分」では S1 と S2 で一人ずつしかない。これら「級班」は東京に寡占されていることは前述した。S3 も約三分の二が東京就任者なので、大阪就任者は全国より五ポイント以上低い。これらに連動して、司法官僚が就任する「事務局局長など」は一人のみである。<sup>(21)</sup>これに対して、A2 は全国を大きくしている。実務裁判官が歴代大阪高裁部総括就任者の半分以上を占めているのである。司法官僚が集う東京高裁部総括ポストとは対照的である。



表9 大阪高裁部総括就任者のその後の経歴

高裁部 総括総 実数	退官	在官中 死亡	他高裁 部総括	地家裁 所長	「要職3」 ポスト	高裁長官	最高裁 判事	最高裁 長官
240	169	4	14	42	0	15	0	0
(%)	70.4	1.7	5.8	17.5	0	6.3	0	0

加えて、二四〇人中二三〇人（九五・八％）は大阪高裁部総括就任以前に地家裁所長を経験している。<sup>(22)</sup> 地家裁所長の経験なしに大阪高裁部総括に就いたのは一九九九年一二月就任の妹尾圭策（一六期）が最後である。大阪は東京と同じく地家裁所長歴を必須としている。次に、歴代大阪高裁部総括就任者の地家裁所長からの／への異動状況を、高裁管内別にまとめてみた（表8）。

大阪高裁管内の地家裁所長から大阪高裁部総括への異動は三割強にとどまっている。他の七高裁では同じ高裁管内からの異動はいずれも五割を超えている。この低さは大阪固有の傾向である。その分、広島、福岡、高松の各地家裁所長からそれぞれ一五％以上が「転入」してきている。裁判官を大阪中心に異動させる人事は「西回り」と俗称される。彼らがキャリアの最後に大阪に集められるのである。対照的に、「転出」者については東京と同様に同じ高裁管内への異動が圧倒的である。東京へは若干あるものの、名古屋から札幌までは皆無である。大阪高裁管内からみて「格下」の他高裁管内の地家裁所長に、大阪高裁部総括経験者は就かせないのである。高松への三人は例外である。<sup>(23)</sup>

こうした地家裁所長への「転出」を含めて、大阪高裁部総括就任者は、その後いかなるポストに就任しているのか。それを集計したのが表9である。

このポストでの退官者が七割にのほること大阪のみの特徴である。「西回り」の裁判官が、大阪高裁部総括に「出世」して退官する「上がり」ポストの性格を有しているのだ。ここでの退官者が多い分、地家裁所長への異動率は全国の半分近くでしかない。他の高裁部総括に異動した一四人の内訳は東京一一、知財二、福岡一である。やはり「格上」の高

裁部総括に「横滑り」させるのである。大阪高裁部総括に間隔をあけて二回就任した者は一〇人いる。「要職<sup>3</sup>」ポスト、ひいては最高裁入りを望むにあたっては、大阪高裁部総括の経歴的資源としての価値はな  
いと断ぜざるを得ない。高裁長官への「出世」も全国の半分強の比率にとどまるので期待薄である。

#### 4 名古屋高裁部総括

歴代名古屋高裁部総括就任者の経歴的資源は表10のとおりである。

全国的傾向と比べて、出身大学をみると京大の比率が低い分、国公立大が高い。「級区分」ではS1はおらずS2が一人のみである。<sup>24</sup> S3も全国を下回っている。一方、A2は全国を大きくしのいでいる。B1も含めれば、実務裁判官が歴代名古屋高裁部総括就任者の六割以上に及ぶ。「事務総局局長など」はいない（広島以下高裁も同じである）。大阪のみならず名古屋のこの傾向からも、東京の別格性がわかる。

就任者総実数一〇五人のうち七九人（七五・二％）は名古屋高裁部総括就任以前に地家裁所長を経験している。つまり、東京、大阪とは異なり、名古屋は就任に地家裁所長歴を必須としないポストといえよう。中でも、名古屋高裁金沢支部部総括就任者一九人は全員が地家裁所長歴なく就いている。ただし、その後一二人は地家裁所長に就任した。広島高裁岡山支部と福岡高裁宮崎支部の部総括も全員が所長歴なく就いている。<sup>25</sup> 高裁支部部総括は地家裁所長より前に就く、地家裁所長より格下のポストに位置づけられているのである。

続いて、歴代名古屋高裁部総括就任者の地家裁所長からの／への異動状況を、高裁管内別に見てみよう（表11）。

名古屋高裁管内の地家裁所長から名古屋高裁部総括への異動は半数強に達している。数は大きく離れるが二番

表 10 歴代名古屋高裁部総括就任者の経歴的資源

就任者総実数	経歴的資源											性別			
	出身大学等						級班区分					事務局局長など	男	女	
	東大	京大	国立大	私大	その他	不明	S1	S2	S3	A1	A2				B1
105	39	13	27	23	0	3	0	1	10	28	57	9	0	102	3
(%)	37.1	12.4	25.7	21.9	0	2.9	0	1.0	9.5	26.7	54.3	8.6	0	97.1	2.9

注)「就任者総実数」には名古屋高裁金沢支部部総括就任者も含む。

表 11 名古屋高裁部総括就任前後の高裁管内別地家裁所長数

高裁管内	東京	知財	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	合計
From	5	0	3	41	4	6	8	5	8	80
(%)	6.3	0	3.8	51.3	5	7.5	10	6.3	10	
To	9	0	0	24	1	1	2	0	2	39
(%)	23.1	0	0	61.5	2.6	2.6	5.1	0	5.1	

注1)「From」の行は各高裁管内の地家裁所長から名古屋高裁部総括に就いた者の数。

「To」の行は名古屋高裁部総括から各高裁管内の地家裁所長に就いた者の数。

注2)「From」の行の合計が地家裁所長経験者の実数である79人より1人多いのは、村上悦雄(高輪1期)が名古屋高裁部総括に間隔をあけて2回就任し、それぞれ異なる高裁管内の地家裁所長を経由して就いたためである。

注3)「名古屋」には名古屋高裁金沢支部総括も含む。

目に多いのが仙台となる。八人は全員が東京高裁管内の「定着」者である<sup>(26)</sup>。仙台高裁管内の地家裁所長ポストは東京「定着」者によってほぼ「植民地化」されている(西川二〇一〇…一四一—四二)。彼らが仙台高裁管内で地家裁所長歴を付け、さらに名古屋で高裁部総括の「箔付け」をして退官するのである。「転出」者については同じ高裁管内への異動がやはり多い。東京への九人がやや目立つ。名古屋で高裁部総括歴を付けて、東京高裁管内の「格上」所長ポストである「関八州」の地家裁所長<sup>(27)</sup>へ栄転している。それ以外の高裁管内への「転出」者はほとんどいない。

表12のように、このポストでの退官者は東京、大阪とは異なり五割に至らない。そして、地家裁所長への異動率

表 12 名古屋高裁部総括就任者のその後の経歴

高裁部 総括 実数	退官	在官中 死亡	他高裁 部総括	地家裁 所長	「要職 3」 ポスト	高裁長官	最高裁 判事	最高裁 長官
105	51	1	17	39	0	1	0	0
(%)	48.6	1.0	16.2	37.1	0	1.0	0	0

注)「他高裁部総括」には名古屋高裁金沢支部部総括から名古屋高裁部総括への異動を含む。

は全国を上回っている。他の高裁部総括への異動率も合わせれば五割以上となる。ゆえに、「上がり」ポストと「横滑り」ポストの両方の性格を備えているとみなせる。ちなみに、他の高裁部総括への「横滑り」一七人の内訳は、東京一〇人、大阪二人、金沢支部から名古屋本庁五人である。大阪同様にここでも「格上」への「横滑り」になっている。名古屋高裁部総括に間隔を空けて二回就任した者は四人いる。しかし、名古屋高裁部総括という経歴的資源は榮進には全く役立たない。

### 5 広島高裁部総括・福岡高裁部総括

歴代広島高裁部総括就任者の経歴的資源を集計したのが表 13 である。全国的傾向と比べて、出身大学で東大の比率が低い分、国公立大と私大のそれが若干高い。「級区分」では S1 と S2 がいない。S3 もわずか二人であり、A1 も全国の半分に届かない。一方で A2 が三分の二以上を占める。B1 も合わせれば実務裁判官が八割以上にもなる。

広島高裁部総括就任者総実数八〇人のうち地家裁所長経験者は三七人(四六・三%)にとどまる。つまり、就任にあたって地家裁所長歴はあまり重視されないポストなのである。これは東京、大阪、名古屋との大きな相違点である。次に、歴代広島高裁部総括就任者の地家裁所長からの／への異動状況はどうなっているのか(表 14)。

地家裁所長からの就任者は西日本に完全に偏している。これも東京、大阪、名古屋

表 13 歴代広島高裁部総括就任者の経歴的資源

就任者総実数	経歴的資源													性別	
	出身大学等						級班区分						事務総局局長など	男	女
	東大	京大	国立大	私大	その他	不明	S1	S2	S3	A1	A2	B1			
80	22	14	17	19	0	8	0	0	2	13	54	11	0	78	2
(%)	27.5	17.5	21.3	23.8	0	10	0	0	2.5	16.3	67.5	13.6	0	97.5	2.5

注)「就任者総実数」には広島高裁岡山支部部総括就任者も含む。

表 14 広島高裁部総括就任前後の高裁管内別地家裁所長数

高裁管内	東京	知財	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	合計
From	0	0	0	0	19	13	0	0	3	35
(%)	0	0	0	0	54.3	37.1	0	0	8.6	
To	3	0	0	0	20	1	1	0	3	28
(%)	10.7	0	0	0	71.4	3.6	3.6	0	10.7	

注1)「From」の行は各高裁管内の地家裁所長から広島高裁部総括に就いた者の数。

「To」の行は広島高裁部総括から各高裁管内の地家裁所長に就いた者の数。

注2)「広島」には広島高裁岡山支部部総括も含む。

表 15 広島高裁部総括就任者のその後の経歴

高裁部総括総実数	退官	在官中死亡	他高裁部総括	地家裁所長	「要職3」ポスト	高裁長官	最高裁判事	最高裁長官
80	35	0	16	28	0	0	0	0
(%)	43.8	0	20	35	0	0	0	0

注)「他高裁部総括」には広島高裁岡山支部部総括から広島高裁部総括への異動を含む。

と全く異なる。逆に地家裁所長への就任者は七割が同じ高裁管内である。東京へ出た三人は東京「定着」者である。広島で高裁部総括の「箔付け」をして、「関八州」の家裁所長として戻りそこで定年退官を迎えた。<sup>(28)</sup>高松への三人はいずれも所長歴なく広島高裁部総括に就いて、それを経歴的資源に高松高裁管内の地家裁所長ポストを得たの

ち依願退官している。<sup>(29)</sup>

表15のように、このポストでの退官者は名古屋と同様に五割に達しない。すなわちこども、「上がり」ポストと「横滑り」ポストの二つの性格をもっている。他の高裁部総括への「横滑り」一六人の内訳は、大阪七人、名古屋四人、福岡二人、岡山支部から本庁へ三人である。やはり「格上」への「横滑り」である。広島に間隔をあけて二回就いた者は二人、三回の者が一人(注(8)参照)いる。広島も「出世」にはつながらないポストである。さて、歴代福岡高裁部総括就任者の経歴的資源を表16にまとめた。

全国的傾向と比べて、出身大学では東大、京大の比率が低く、国公立大のそれが高い。その三四人中半数以上の一人が九大出身である。「級区分」についてはS1が一人とS3が一人である。A1は全国に比べて一〇ポイント低い。それでも広島より八ポイント高く、福岡のほうが準実務裁判官が多い。他方、A2とB1を合わせれば実務裁判官は三分の二に達する。

福岡高裁部総括就任者総実数一二五人のうち地家裁所長経験者は七九人(六三・二%)である。広島よりははるかに高い。福岡では地家裁所長歴は部総括就任にとってかなりの目安とされているのだ。歴代福岡高裁部総括就任者の地家裁所長からの／への異動状況を表17に示した。

地家裁所長からの就任者は広島と同様に西日本によってほぼ占められている。同じ福岡高裁管内がほぼ八割と圧倒的である点が注目される。これは後述の札幌高裁管内に次ぐ高さである。地家裁所長への就任者は六割が同じ高裁管内である。「From」「To」ともに福岡高裁管内で自己完結に近い状態にある。<sup>(30)</sup> 東京への六人のうち三人は広島の場合と同様に福岡で「箔付け」している。広島への六人の事情はそれぞれ異なる。

表18のとおりこのポストでの退官者も五割には及ばず、福岡も「上がり」ポストと「横滑り」ポストの性格を併せ持つ。他の高裁部総括への「横滑り」二四人の内訳は、東京四人(うち一人は那覇支部から東京へ)、大阪一

表 16 歴代福岡高裁部総括就任者の経歴的資源

就任者総実数	経歴的資源													性別	
	出身大学等						級班区分						事務総局局長など	男	女
	東大	京大	国立大	私大	その他	不明	S1	S2	S3	A1	A2	B1			
125	37	20	34	26	0	8	1	0	11	30	62	21	0	123	2
(%)	29.6	16	27.2	20.8	0	6.4	0.8	0	8.8	24	49.6	16.8	0	98.4	1.6

注)「就任者総実数」には福岡高裁宮崎支部部総括就任者も含む。

表 17 福岡高裁部総括就任前後の高裁管内別地家裁所長数

高裁管内	東京	知財	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	合計
From	0	0	0	0	8	63	1	0	7	79
(%)	0	0	0	0	10.1	79.7	1.3	0	8.9	
To	6	0	4	0	6	27	1	0	1	45
(%)	13.3	0	8.9	0	13.3	60	11.1	0	11.1	

注1)「From」の行は各高裁管内の地家裁所長から福岡高裁部総括に就いた者の数。

「To」の行は福岡高裁部総括から各高裁管内の地家裁所長に就いた者の数。

注2)「福岡」には福岡高裁宮崎支部部総括を含む。

表 18 福岡高裁部総括就任者のその後の経歴

高裁部総括総実数	退官	在官中死亡	他高裁部総括	地家裁所長	「要職3」ポスト	高裁長官	最高裁判事	最高裁長官
125	56	1	24	45	0	0	0	0
(%)	44.8	0.8	19.2	36	0	0	0	0

注)「他高裁部総括」には福岡高裁宮崎支部部総括および福岡高裁那覇支部部総括から福岡高裁部総括への異動を含む。

二人、名古屋一人、広島三人、高松一人、宮崎支部から本庁へ三人である。「格上」への「横滑り」が多いが、「同格」「格下」への異動もみられる。福岡に間隔をあけて二回就いた者は二人いる。ここも「出世」にはつながらない。

## 6 仙台高裁部総括・札幌高裁部総括・高松高裁部総括

歴代仙台高裁部総括就任者の経歴的資源を表19に掲げた。

全国的傾向と比べて、出身大学では京大の比率が一〇ポイント近く低い。これも地域性であろう。私大が全国より一五ポイント以上も多いのは、「級区分」のA2が五割以上を占めていることと関連している。<sup>(31)</sup> S1とS2はいない。S3は五人いる。A1は全国とほぼ同じ比率である。A2とB1を合わせても実務裁判官は六割に満たない。この点は広島、福岡とは異なる。仙台高裁管内の地家裁所長は東京「定着」者が八割近くに<sup>(32)</sup>仙台高裁部総括にはその彼らが多く就くため、こうした現象が生じていると考えられる。また、全員が男性である。のちにみる札幌、高松も同様で、これら三高裁の部総括判事にはまだ女性が就いたことがない。

仙台高裁部総括就任者総実数六一人のうち地家裁所長経験者は三七人(六〇・七%)である。福岡よりやや低いものの広島よりはかなり高い。歴代仙台高裁部総括就任者の地家裁所長からの／への異動状況を集計したのが表20である。

地家裁所長からの就任者は広島、福岡と対照的に東日本からがほとんどである。同じ仙台高裁管内が四分の三以上と福岡には及ばないがきわめて高い。地家裁所長への就任者は三分の二が同じ高裁管内である。

表21のとおりこのポストでの退官者も五割弱で、仙台もまた「上がり」ポストと「横滑り」ポストの両方の性格をもつ。他の高裁部総括への「横滑り」一三人の内訳は、東京七人、大阪二人、名古屋四人である。「格上」への「横滑り」に限られる。東京高裁部総括への七人は全員が東京「定着」者で、うち六人は仙台高裁管内で所長歴と高裁部総括歴を付けて東京に戻っている。仙台に間隔をあけて二回就いた者は五人いる。仙台も「出世」とは縁がない。



表 19 歴代仙台高裁部総括就任者の経歴的資源

就任者総実数	経歴的資源													性別	
	出身大学等						級班区分						事務総局局長など	男	女
	東大	京大	国立大	私大	その他	不明	S1	S2	S3	A1	A2	B1			
61	19	5	13	23	0	1	0	0	5	21	32	3	0	61	0
(%)	31.1	8.2	21.3	37.7	0	1.6	0	0	8.2	34.4	52.5	4.9	0	100	0

表 20 仙台高裁部総括就任前後の高裁管内別地家裁所長数

高裁管内	東京	知財	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	合計
From	2	0	0	1	1	0	29	5	0	38
(%)	5.3	0	0	2.6	2.6	0	76.3	13.2	0	
To	6	0	0	1	1	0	16	0	0	24
(%)	25	0	0	4.2	4.2	0	66.7	0	0	

注1) 「From」の行は各高裁管内の地家裁所長から仙台高裁部総括に就いた者の数。

「To」の行は仙台高裁部総括から各高裁管内の地家裁所長に就いた者の数。

注2) 「From」の行の合計が地家裁所長経験者の実数である37人より1人多いのは、佐藤邦夫(9期)が仙台高裁部総括に間隔をあけて2回就任し、それぞれ異なる高裁管内の地家裁所長を経由して就いたためである。

表 21 仙台高裁部総括就任者のその後の経歴

高裁部総括総実数	退官	在官中死亡	他高裁部総括	地家裁所長	「要職3」ポスト	高裁長官	最高裁判事	最高裁長官
61	30	0	13	24	0	0	0	0
(%)	49.2	0	21.3	39.3	0	0	0	0

次に、歴代札幌高裁部総括就任者の経歴的資源は表22のとおりである。全国的傾向と比べて、出身大学では京大の比率が七ポイント近くも低い。これまた地域性である。「級班区分」をみるとS1とS2がない。S3は六人である。A1は全国より五ポイント低い反面、A2は二〇ポイント以上高い。B1も加えると実務裁判官が六割に達す

表 22 歴代札幌高裁部総括就任者の経歴的資源

就任者総実数	経歴的資源													性別	
	出身大学等						級班区分						事務局 総局長 など	男	女
	東大	京大	国立大	私大	その他	不明	S1	S2	S3	A1	A2	B1			
59	23	7	13	13	0	3	0	0	6	17	35	1	0	59	0
(%)	39.0	11.9	22.0	22.0	0	5.1	0	0	10.2	28.8	59.3	1.7	0	100	0

表 23 札幌台高裁部総括就任前後の高裁管内別地家裁所長数

高裁管内	東京	知財	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	合計
From	0	0	0	0	0	0	1	9	0	10
(%)	0	0	0	0	0	0	10	90	0	
To	3	0	0	3	4	3	5	6	4	28
(%)	10.7	0	0	10.7	14.3	10.7	17.9	32.1	14.3	

注) 「From」の行は各高裁管内の地家裁所長から札幌高裁部総括に就いた者の数。「To」の行は札幌高裁部総括から各高裁管内の地家裁所長に就いた者の数。

表 24 札幌高裁部総括就任者のその後の経歴

高裁部 総括 実数	退官	在官中 死亡	他高裁 部総括	地家裁 所長	「要職3」 ポスト	高裁長官	最高裁 判事	最高裁 長官
59	14	0	25	28	0	0	0	0
(%)	23.7	0	42.4	47.5	0	0	0	0

る。  
札幌高裁部総括就任者総実数五九人のうち地家裁所長経験者は一〇人（二六・九％）にすぎない。高松とともに、他の六高裁よりきわめて低い。地家裁所長経験は経歴的資源としてほとんど考慮されていないのである。その一〇人中九人は同じ高裁管内からの異動である。逆に札幌高裁部総括から地家裁所長への「転出」者は札幌が顕著に高くはなく、大阪以外の全国にわたる（表23）。

表24のように、ここでの退官者は四分の一にも

表 25 歴代高松高裁部総括就任者の経歴的資源

就任者総実数	経歴的資源													性別	
	出身大学等						級班区分						事務総局局長など	男	女
	東大	京大	国立大	私大	その他	不明	S1	S2	S3	A1	A2	B1			
55	14	11	8	15	0	7	0	0	3	8	33	11	0	55	0
(%)	25.5	20	14.5	27.3	0	12.7	0	0	5.5	14.5	60	20	0	100	0

表 26 高松高裁部総括就任前後の高裁管内別地家裁所長数

高裁管内	東京	知財	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	合計
From	0	0	0	0	0	1	0	1	7	9
(%)	0	0	0	0	0	11.1	0	11.1	77.8	
To	2	0	5	4	5	2	1	0	11	30
(%)	6.7	0	16.7	13.3	16.7	6.7	3.3	0	36.7	

注) 「From」の行は各高裁管内の地家裁所長から高松高裁部総括に就いた者の数。「To」の行は高松高裁部総括から各高裁管内の地家裁所長に就いた者の数。

表 27 高松高裁部総括就任者のその後の経歴

高裁部総括総実数	退官	在官中死亡	他高裁部総括	地家裁所長	「要職3」ポスト	高裁長官	最高裁判事	最高裁長官
55	22	0	14	30	0	0	0	0
(%)	40	0	25.5	54.5	0	0	0	0

達していない。「上がり」ポストというより「横滑り」ポストなのである。他高裁部総括への「横滑り」の内訳は、東京五、大阪八、名古屋六、福岡二、仙台四となっている。間隔をあけて二回就いた者がいないのは札幌のみの特徴である。そして、この経歴的資源だけならばその後の「出世」は無理である。

最後に、歴代高松高裁部総括就任者の経歴的資源を表25に表示した。

出身大学は全国的傾向と比べて地域性から京大がやや多い。私大が多い

のは A2 の多さとの関連であろう。A2 と B1 の実務裁判官で八割をも占めている。

高松高裁部総括就任者総実数五五人のうち地家裁所長経験者は九人（二六・四％）で、札幌よりもさらに若干低い。札幌同様に地家裁所長経験は就任には考慮されない。その九人中七人は同じ高裁管内からの異動である。高松からの「転出」は地域性でやや広島と大阪が多いものの、札幌以外の全国に散らばっている（表26）。名古屋への四人はいずれも北陸の地家裁になっている。

ここでの退官者は四割である（表27）。札幌と同じく、「上がり」ポストというよりは「横滑り」ポストの色合いが強い。他高裁部総括への「横滑り」は東京一人、大阪一〇人、名古屋一人、福岡二人である。大阪の一〇人中八人は大阪「定着」者で、高松高裁部総括を「資源」にして大阪高裁部総括に就いた。高松に間隔をあけて二回就いた者は二人いる。

### むすび

以上の八高裁ごとの個別分析を、観点別にまとめ直してむすびとしたい。

第一に経歴的資源、とりわけ地家裁所長歴の観点から。それを就任にあたって必須とするのは東京と大阪である。名古屋は四分の三程度、福岡と仙台は六割ほどであるが広島は五割弱に下がる。とはいえ、これら四高裁部総括ポストの場合は地家裁所長歴が就任に有利に働くとみなすことはできよう。しかし札幌と高松では二割にも至らない。地家裁所長歴はこれらへの就任に、経歴的資源としてほとんど意味をなさないのである。所長歴の有無の割合はほぼそのまま各高裁部総括ポストの格付けを示唆している。

第二に高裁部総括退任後の栄進の観点から。これについては東京が別格的に有利であり、大阪は高裁長官への

道がわずかに開かれているにすぎない。他の六ポストからの栄進は全く展望できない。

第三に各ポストのもつ性格の観点から。「上がり」と栄進の両側面をもつのは東京だけである。「上がり」の意味合いが強いのは大阪である。「上がり」と「横滑り」を兼ね備えているのは、名古屋、広島、福岡、および仙台である。札幌と高松になると「上がり」より「横滑り」の性格が強くなる。

最後にジェンダー・バランスの観点を付言しておく。仙台、札幌、高松の高裁部総括にはまだ女性裁判官が就いていない。早急に改めるべきである。

(1) 正確にいえば、裁判所の事務方のトップである最高裁事務総長は裁判官ではない。裁判官がいったんその身分を離れて就任するポストである。一方、事務次長（臨時的に置かれる）および事務総局の各局長は裁判官が就くポストである。

(2) 地裁と家裁は都府県庁所在地にそれぞれ一か所ずつと、北海道に四か所（札幌・函館・旭川・釧路）ずつ置かれている。従って、地裁所長と家裁所長合計で一〇〇の所長ポストがある。しかし実際には地裁所長と家裁所長を一人の判事で兼務しているポストが二九あるので、実質的な所長ポストは七一となる。

(3) 高裁は全国八か所に置かれているが、支部には名古屋高裁金沢支部、広島高裁岡山支部、広島高裁松江支部、福岡高裁宮崎支部、福岡高裁那覇支部、および仙台高裁秋田支部の六か所がある。加えて、東京高裁の特別の支部として二〇〇五年四月に知的財産高等裁判所が設置された。

(4) 下級裁判所事務処理規則四条五項にいう「部の事務を総括する裁判官」のことで、「毎年あらかじめ、最高裁判所が、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、指名した者」である。部総括判事は地裁と家裁にも存在し、裁判所内では「部長」とよばれる。平たくいえば、合議審の裁判長である（下級裁判所事務処理規則五条二項）。

(5) 高裁部総括就任者のキャリアパスに着目した研究は見当たらない。ただし、「日本のサンクチュアリシリーズ四

○九 検査べったりの「官僚司法の砦」東京高等裁判所『選択』（二〇〇八年九月号）の中で、元東京高裁判事の秋山賢三弁護士が、東京高裁部総括を務める裁判官の考え方の傾向を次のように指摘している。「各部の」部長は多くが地家裁の所長経験者で、既に司法行政を担ってきた。だから官僚的で治安維持的な発想をしがちになる」（同一一七頁）。さらに、毎日新聞記者の川名壮志は高裁部総括判事の心理をこう推し量る。「高裁（二審）の裁判官は皆、ベテラン中のベテラン。一筋縄ではない人ばかりです。裁判長などは、会社でいえば支店長クラスが勢ぞろい……くらいにイメージしてもいいかもしれません。「一審の若造の判決になんぞ、素直に従うものか」というお歴々がいても不思議ではありません」（川名二〇一六・一九四）。

(6) 注(4)で引いた下級裁判所事務処理規則四条五項の前半部分には「部の事務を総括する裁判官は、高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長又は知的財産高等裁判所長若しくは高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所の支部長が属する部においては、その者とし」とある。すなわち、これらのポストにある者は充て職的に部総括判事となる。本稿では彼らを除外して、最高裁により各年一月一日付で高裁の「部の事務を総括する者に指名」された裁判官を対象とする。司法年度は一月一日にはじまり二月三十一日に終わる。部総括裁判官の指名は毎年一月一日付で行われる。なお、司法修習を経ずに大阪大学法学部教授から一九六九年一月任官し一九七九年一月一日付で行括に就いた中武靖夫は対象に含めた。

(7) 戦後改革の一環としての司法修習は一九四七年にはじまる。同年採用者が修習一期になる。それ以前の敗戦後二年間は新旧制度の移行期にあたり、それぞれ高輪一期、高輪二期とよぶ。これは当時の司法研修所の仮庁舎が東京・高輪にあったことによる。

(8) 大阪弁護士会所属の山中理司弁護士が自身のブログ (<http://yamataka-bengoshi.jp/saibankan/>) で公開している「歴代の高裁部総括及び地家裁部総括の一覧表」、および各年度の「部の事務を総括する裁判官名簿」、および全裁判官経歴総覧編集委員会編（二〇一〇）に基づいて筆者が算出した結果による。この九七八人のうち一六四人は二か所の高裁部総括を、あるいは同じ高裁部総括を途中の異動を挟んで二回経験している。加えて、九人は同様にして三回就いている。森川憲明（四期）に至っては広島高裁部総括⇨福岡高裁部総括⇨広島高裁部総括、そして広島地裁所長を挟んで広島高裁部総括とのべ四回高裁部総括を経験している。ただし九七八人とは高裁部総括就任のべ数では

なく、その経歴を持つ者の実数である。

(9) 「経歴的資源」とは西川(二〇一〇)で提起した、裁判官のキャリアパスを分析するための指標である。「将来のステップアップに有用と期待される経歴や過去の地位」と定義される(西川二〇一〇…一七)。具体的には出身大学と司法行政ポストの勤務経験を指す。

(10) 私は各裁判官の司法行政ポストの勤務経歴に従って、以下のような「級班区分」を設けて彼ら进行分类している。

級		班
S	1	事務総局官房事務局の局付と課長をいずれも経験した者
	2	局付と課長をいずれも経験した者
A	3	局付と課長のどちらかを経験した者
	1	最高裁調査官もしくは司法研修所教官として、または行政省庁等に勤務した経験のある者
B	2	右記以外で大都市地裁・高裁勤務の長い者
	1	右記以外で地家裁部総括の経験のある者
		右記以外で地家裁部総括の経験のない者

出所：西川(二〇一〇…三三六)。

(11) こうした裁判官のいわば「天下り先」に公証役場の公証人ポストがある。これについて、佐賀地家裁所長のものち一九八三年七月に東京高裁部総括で依願退官し、霞が関公証人となった倉田卓治(三期)はこう書いている。「東京都所在の公証役場の公証人は、原則として判事なら所長経験者、検事なら検事正経験者に限り、法律上の定年は無いが、事実上は(略)七〇歳を定年として運用されて交替して行くことは、中年以上の裁判官には常識である。採用するのは法務省であるが、任用希望は最高裁事務総長を通じてでも足りると思われる雰囲気だった」(倉田二〇〇六…二五二)。「この状況は、いまほとんど変わっていない。二〇一九年六月二五日付『読売新聞』によれば、「公証人は〇二年度に民間への開放を促す目的で公募制が導入された。その後も弁護士からの登用はゼロ。東京の一〇六ポストには三月末現在、いずれも元検察官と元裁判官が就く。このうち元検事正は六〇人、地裁と家裁の元所長は三一人。両

者ですみ分けが図られ、大半のポストが元検察官から元検察官、元裁判官から元裁判官へと引き継がれる。『読売新聞』はこの既得権益について、二〇一九年五月下旬から六月末までに一〇本以上の記事を載せて追及した。

(12) 地家裁所長のうち直後のポストがほぼ確実に高裁長官である所長ポストが三つある。東京地裁所長、東京家裁所長、および横浜地裁所長である。私はこれらポストを「三強所長」とよんでいる(西川二〇一〇…八八)。

(13) 具体的な事例数は次のとおりである。

	地家裁所長ポスト	高裁部総括直後の就任数	備考
1	東京地裁所長	12	高裁所在地地裁所長 / 「三強所長」
2	大阪地裁所長	3	高裁所在地地裁所長
3	名古屋地裁所長	12	高裁所在地地裁所長
4	広島地裁所長	8	高裁所在地地裁所長
5	福岡地裁所長	12	高裁所在地地裁所長
6	仙台地裁所長	7	高裁所在地地裁所長
7	札幌地裁所長	1	高裁所在地地裁所長
8	高松地裁所長	5	高裁所在地地裁所長
9	東京家裁所長	15	「三強所長」
10	横浜地裁所長	20	「三強所長」
合計		95	

筆者作成。

合計九五人のうち、仲家暢彦(二三期)は福岡高裁部総括↓広島地裁所長↓福岡高裁部総括↓福岡地裁所長と歴任し、田村幸一(三〇期)は仙台高裁部総括↓仙台地裁所長↓東京高裁部総括↓東京家裁所長と進んだ。右の表ではそれぞれ二か所の所長に算入しているため、実数は九三人となる。



(14) 二〇一九年一月時点の各高裁における部の数は以下のとおりである。

	高裁名	部の数	備考
	1 東京高裁	32	ほか5か部の部総括は長官の充て職。
	2 知財高裁	3	ほか2か部の部総括は所長の充て職。
	3 大阪高裁	20	ほか1か部の部総括は長官の充て職。
	4 名古屋高裁	6	ほか1か部の部総括は長官の充て職。
	5 名古屋高裁金沢支部	1	ほか1か部の部総括は支部長の充て職。
	6 広島高裁	4	ほか1か部の部総括は長官の充て職。
	7 広島高裁岡山支部	1	ほか1か部の部総括は支部長の充て職。
	8 福岡高裁	8	ほか1か部の部総括は長官の充て職。
	9 福岡高裁宮崎支部	1	ほか1か部の部総括は支部長の充て職。
	10 福岡高裁那覇支部	0	設置2か部の部総括は支部長の充て職。
	11 仙台高裁	5	ほか1か部の部総括は長官の充て職。
	12 札幌高裁	4	ほか1か部の部総括は長官の充て職。
	13 高松高裁	4	ほか1か部の部総括は長官の充て職。
合計		89	

〔平成31年度 部の事務を総括する裁判官名簿〕に基づき筆者作成。

(15) 裁判官の「有能さ」を測る尺度として裁判所内では司法行政能力が重視される。矢口元最高裁長官は次のように語っている。「裁判は、まあ何とかできるが、事務は駄目だという人はいますが、事務はできるが、裁判はできないという人は、不思議にいませんね。一流の行政官だったら、裁判もできると思います」(矢口二〇〇四・一九二)。

(16) 東京高裁部総括就任以前に地家裁所長の経験のない一五人は次のとおりである(ゴチック体は法務省民事局長経

験者。ただし横山は法務省人権擁護局長経験者)。園部秀信(高輪一期)、小野慶二(二期)、中島一郎(三期)、高林克己(四期)、藤井正雄(九期)、竹田稔(一〇期)、清水湛(二期)、浜崎恭生(一六期)、細川清(二期)、横山匡輝(二期)、房村精一(三期)、寺田逸郎(六期)、倉吉敬(二期)、原優(二期)、深山卓也(四期)。園部、小野、高林、および竹田はいずれも東京高部総括で退官し、その後地家裁所長に就くことはなかった。

(17) 裁判官が検事に転官して行政官庁に勤務する出向人事がある。彼らが行政官庁に勤務する期間はさまざまであるが、やがて再び裁判官に転官して裁判所に復帰する。

(18) 裁判官が判事補のうちに検事に転官し法務省に出向して法務官僚として昇進していく人事運用がある。出向期間は長期に及ぶ。そして、彼ら出向裁判官が到達する最高峰ポストが法務省民事局長である。このポストは一貫して出向裁判官によって占められて来ている(西川二〇一〇…二二三)。その後裁判官に再び転官して東京高裁部総括↓東京高裁管内の地裁所長↓高裁長官↓最高裁判事と至る、最高裁への「法務省民事局長ルート」がある(西川二〇一〇…三九)。

(19) 元琉球高裁首席判事の平田清祐は「最高裁には俗に「北海道方式」と言われる人事のシステムがある。つまり北海道に勤務したら、その後は東京の重要ポストに配置するという方法だ」と指摘している(平田一九九〇…二二二)。矢口は札幌高裁勤務の裁判官について「みんな紐付きで行っています」と述べている(矢口二〇〇四…二一〇)。

(20) 「三強所長」への「転出」者五人の内訳は次のとおりである。東京地裁所長一七人、東京家裁所長一三人、横浜地裁所長二人。うち二人は東京高裁部総括のうち東京家裁所長から東京地裁所長へと進んだ。加えて、横浜地裁所長から東京地裁所長に達した者と東京家裁所長に達した者が一人ずついる。

(21) その一人とは原田直郎(五期)である。一九七七年四月から最高裁事務総局家庭局長を、一九八〇年三月から同総局局長を、そして一九八三年七月から大阪地家裁所長を務めたあと、一九八五年一〇月に大阪高裁部総括に就いた。

(22) 大阪高裁部総括就任以前に地家裁所長の経験のない一〇人は次のとおりである。日野達藏(高輪一期)、仲西二郎(一期)、石松竹雄(二期)、村上保之助(五期)、柳澤千昭(五期)、潮久郎(八期)、舟本信光(八期)、岡本健(九期)、野田殷稔(一〇期)、妹尾圭策(一六期)。日野は大阪高裁部総括のあと高松家裁所長、次いで高松地裁所長を歴任した。だが、それ以外の九人は大阪高裁部総括を最後に退官し、地家裁所長には就くことはなかった。

(23) その三人とは荻田健治郎(三期)、村上明雄(四期)、田村承三(二期)である。彼らのうち、村上と田村は高松高裁事務局長を務め高松高裁管内勤務の長い高松「定着」者である。両者とも高裁部総括だけは高松ではなく大阪で「箔付け」的に務めて、再び高松に戻り高松地裁所長で定年退官を迎えた。荻田は香川県出身で司法修習地も高松であった。判事補時代の一〇年間は高松高裁管内をもつぱら異動した。依願退官前に高松地裁所長をはさんで大阪高裁部総括判事を二度務めた。「定着」については注(25)をみよ。

(24) その一人とは藤山雅行(三〇期)である。二〇〇〇年四月から二〇〇四年三月まで東京地裁民事三部(行政部)の部総括判事を務めて、小田急線高架化訴訟をはじめ行政側敗訴の判決を多く言い渡した。民事三部に所属していたことから、「国やぶれて三部あり」とも評された。経歴をみると、行政局付、行政局参事官、行政局第二課長、行政局第一・第三課長を歴任してきた行政畑のエリート司法官僚である。東京地裁部総括を「無難」にこなしていれば、名古屋ではなく東京高裁部総括には就けたと思われる。この「左遷」人事の「影響は大きかった」と、二〇〇六年三月に金沢地裁の裁判長として北陸電力志賀原発二号機の運転停止を命じた井戸謙一(三二期)は指摘する。「東京地裁の行政部の部総括として最高裁の意向に反する判決を繰り返すと、行政事件から完全に外されて、出世コースからも外されてしまった。それを見ている若い裁判官たちは「あんなトップエリートでも、やはり最高裁の意に反する判決をする、こんな処遇を受けるのだ」と受け止めます(井戸二〇一九・一八)。

(25) 広島高裁松江支部と仙台高裁秋田支部には部総括判事は置かれていない。注(6)で引いた下級裁判所事務処理規則四条五項の規定により、支部長が充て職的に部総括判事を務める。また、福岡高裁那覇支部は一九七二年五月の設置当初には支部長(藤井一雄(高輪一期))のほかに部総括判事が置かれた(吉井直昭(七期))。吉井が民事部を、藤井が刑事部を担当した。その後、一九七三年一月に藤井と吉井が転出し森網郎(二期)が支部長に就いた。だが別途部総括判事は置かれず、支部長が両部を担当することに変わって今日に至っている。

(26) 裁判官は任官して一〇年間の判事補時代は約三年周期で全国を異動する。その後、全国八高裁管内のいずれかに「定着」して、異動の範囲は原則としてその定着した高裁管内となる(西川二〇一〇・七七―七八)。

(27) 東京高裁管内は関東・東京および甲信越さらに静岡県の一一都県に及ぶ。管内の地家裁所長一九ポストの格付けについて、元最高裁判事で前橋地裁所長を務めた園部逸夫は次のように語っている。「千葉、浦和、水戸、前橋、甲

府、静岡というのは、関八州です。からね。(略) 転勤先としては、割合いいところになっていくのです。どうしても、東京に近いものだからね。だから、所長などの地位も、関八州の所長の地位は、かなり高い(御厨編二〇一三・一一八)。

(28) その三人と広島高裁部総括のあとに就いたポストは次のとおりである。小川正明(二七期)・前橋家裁所長(↓定年退官)、高麗邦彦(三二期)・千葉家裁所長(↓定年退官)、竹内民生(三二期)・宇都宮家裁所長(↓定年退官)。

(29) その三人と広島高裁部総括のあとに就いたポストは次のとおりである。宮脇辰雄(高輪二期)・高知地家裁所長(↓依願退官)、安井章(三期)・松山地裁所長(↓依願退官)、下司正明(二二期)・松山地裁所長(↓依願退官)。

(30) 矢口元最高裁長官は「九州(福岡高裁)は、いわゆるモンロー主義的などころがあり」と述べている(矢口二〇一〇・二〇九)。

(31) 歴代地家裁所長就任者の出身大学と「級班区分」をクロス分析すると、私大出身者の五割以上はA2に区分される。ちなみに東大は二割程度である(西川二〇一〇・七三)。

(32) 仙台高裁管内に地家裁所長ポストは八つある。これらに司法修習終了者は二〇一九年三月末日まで一六〇人が就いている。うち東京「定着」者は一二五人(七八・一%)である。

引用・参考文献およびURL

井戸謙一(二〇一九)「司法の可能性と限界と」『法と民主主義』五四四号。

川名壮志(二〇一六)『密着 最高裁のしごと』岩波新書。

倉田卓治(二〇〇六)『続々 裁判官の戦後史』悠々社。

全裁判官経歴総覧編集委員会編(二〇一〇)『全裁判官経歴総覧 第五版 期別異動一覽編』公人社。

西川伸一(二〇一〇)『裁判官幹部人事の研究』五月書房。

(二〇一二)「高裁支部長就任者のキャリア分析」『政経論叢』八〇巻三・四号。

(二〇一七)「裁判官幹部人事・二〇一〇年以降の傾向分析」上石圭一ほか編『宮沢節生先生古稀記念 現代日本の法過程』上巻、信山社。

平田清祐（一九九〇）『首席判事物語』。

「弁護士山中理司（大阪弁護士会所属）のブログ」（<http://yamamaka-bengoshi.jp/saibankan/>）

御厨貴編（二〇一三）『園部逸夫オーラル・ヒストリー』法律文化社。

矢口洪一（二〇〇四）『矢口洪一オーラル・ヒストリー』政策研究大学院大学。